

# NEWSWAVE

~ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ~

発行

**(株)本宮会計センター**

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

## 消費税のみなし仕入率の経過措置 届出書の提出期限は9月30日まで

2014 年度税制改正において、消費税の簡易課税制度における金融業・保険業、不動産業のみなし仕入率が引き下げられ、2015 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されるが、その際設けられた経過措置を受けるための「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出期限である 9 月 30 日が迫っている。今回見直された対象業種で簡易課税の選択を考えている事業者は、早期の決断が必要になる。

簡易課税制度の見直しは、金融業及び保険業が第 4 種事業(みなし仕入率 60%)から第 5 種(同 50%)へ、不動産業が第 5 種事業から新設の第 6 種事業(同 40%)へそれぞれ変更され、みなし仕入率が現在の 5 区分から 6 区分になる。また、経過措置では、2014 年 9 月 30 日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、最大 2 年間、旧税率が適用できる。つまり、経過措置は、2015 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間であっても、その届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から 2 年を経過する日までの間に開始する課税期間については、改正前のみなし仕入率が適用できるというものだ。

例えば、不動産業を営む 3 月 31 日決算法人が、2014 年 9 月 26 日に届出書を提出した場合は 2015 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までの 2 年間で経過措置の対象となる。3 月決算法人の場合は、届出書の提出は一般的に 3 月ごろとなるケースが多いが、経過措置を受けるためには、通常より 6 ヶ月早い今年末までに届出書を提出する必要があるのだ。

## 消費生活アドバイザーは営業・宣伝役 消費者視点経営に欠かせないIPRマン

「消費生活アドバイザー」は消費者と企業の“かけ橋”として期待される役割を持ち、社員個人のスキルアップ向上の目的ばかりでなく、企業全体の利益に貢献する「PR パーソン」として、の働きも期待されている。

消費者からの苦情相談などに迅速かつ適切に対応できる人材の育成を目的としたこの制度は 10 年ほど前に生まれた。CS 経営(顧客満足度)の強化が重要視される中で今、消費者視点での事業展開・改善活動が重要な位置ある。いかに多くの企業が取り組んでいるか事例を見ると、NTT ドコモ...消費生活アドバイザーの視点をういた CS マインドの活性化と浸透、トヨタ...「トヨタ消費生活アドバイザーの会」発足、全日空...「スキル・マインド・アクション」の 3 つをバランスよく身につけた「営業部門のプロ」育成、など。

この中で、08 年から始めた NTT ドコモの「広告や冊子類など広告類チェック活動」は「社内のアドバイザーに、その力を会社業務で実際に生かしてもらうための代表的な活動」で今も続く。消費者対象に大量に広告物を作成するのはエンドユーザー(商品購入者)をいかにリピーターに育てるか、に命運がかかっているからだ。

そこで消費生活アドバイザーは、自社の「過剰な宣伝」を抑制するお目付け役ではなく、一定の規制の中で CS マインドを見抜くプラス思考のマーケティングの存在になるだろう。



**弊社では「MCS NEWS WAVE のメール配信」を促進しております！！  
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください**

メールアドレス

@

FAX の印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAX を返信頂ければ次週より配信を停止致します。